

「近代経験」と体制転換について

高見澤 磨

序

小論は、今日体制転換過程にある地域において、「近代」の経験（その地域の「近代」における「近代」との接し方）が、それぞれの体制転換においていかなる意味を持つのかを考えることを提唱するものである。考えることを提唱するのであって、小論自身が明確な考えを示すものではない。

また、小論は、『「社会体制と法」研究会事務局ニュース』（以下『ニュース』）10号（2000年8月）の「企画・編集会議報告」において報告した2002年研究総会企画案「〈近代経験〉と体制転換」の趣旨を説明し、具体的な進め方について提案するものでもある。『ニュース』10号3頁において、「2002年研究総会テーマは、かなり〈重い〉テーマであるため、2001年に会誌（2号）に企画に関する投稿、2002年に研究総会、さらに2003年発行予定の会誌（3号）への投稿を求めるといふ、会誌と連携した3年計画で臨みたい」とした。小論は、ここでいう会誌2号への投稿にあたるものである。

「近代経験」という言葉は一般的なものではないので、題の表現自体は改める可能性がある。この点に関しては、読者からのご教示を乞いたい。

1 企画案の趣旨

ニュース2頁においては、趣旨として「現在の体制転換の中での立法・学説形成・法の運用において各国の近代における近代法形成（またはその試み）はいかなる意味をもっている（もっていない）のかを検討する。このことにより各国の近代の意味を問い直し、また、社会主義の意味を問い直すことも試みられるであろう。さらに、近代法と社会主義法とにおける断絶と継承という社会主義法研究会において議論されたことがらも新たに検討されるだろう」という簡略な説明を行った。以上は、論文ならば一読者、研究会なら一聴衆として、このようなことを教えてもらえればという、無責任な願望が基本となっている。筆者の専門である中国においては、民法その他において中華民国期や台湾の立法、学説に言及したり、それとは明確に示されていなくとも種本はこのあたりだろうかとうかがわせるようなものもある。こうした中国の学界の営為を一度整理しておくことが必要である。また、筆者はここ10年ほど、中華人民共和国法研究の片手間程度ではあるが、清末から民国期の中国近代法史に興味を持っている（但し研究の成果はほとんど無い）。そ

ここでは中国の生存（「救亡」）のため、また、政権の正統性を示すために、不平等条約改正の努力が行われ、それは具体的には近代西洋型法制度整備という形をとっていた。この姿と1970年代末以降の改革開放政策実施の中で法制度整備を行う姿（初期には外資導入のため、その次にはGATT加盟のため、最近ではWTO加盟のため、より広くはグローバリゼーションのため）とが筆者には重なって映る。このように問題をたてれば、他の体制転換過程（移行経済過程）にある地域はどのようなか、ということにも興味及ぶ。こうしたことを考えるための場があればということが上記の無責任な願望の個人的な背景である。以下、このような興味の出発点という手の内を明かした上で、読者として、または、聴衆としておもしろいと思えるという方向からいくつかの提案をさせていただきたい。

（1）当面知りたいこと

上記の趣旨から、当面知りたいことの第一は、研究対象地域における自らの近代法史への研究及びそこから生ずる近代法への評価であり、第二は、現在の立法や解釈において近代法（立法、実務、学説を含む。以下同じ）は参照されているのか、いないのかということである。参照されているならば、どのように参照され、されていないのならば、なぜ参照されないのかということも含まれる。

こうした問題のたてかたをするならば、まず、それぞれの地域の法史における近代という時代区分が問題となる。これは研究者の方法に委ねるほかない。ロシアならば、ピョートル大帝以来（17世紀末以来）とすることも可能であろうし、アレクサンドル二世治下の改革（19世紀中葉）以来とすることも可能であろう。また、括弧つきでなければ近代は使えないという場合もありえよう⁽¹⁾。中国ならば、近代としてはアヘン戦争以降を想定するのが一般であるが、近代西洋型法制度整備ということになれば、清末の20世紀初頭以降を想定することも可能である⁽²⁾。近代をどのように設定するかで、結論の半ば以上が予告されるということにもなる。他の地域においても「近代」の設定自体で悩むことがある。

仮に、「近代」の設定ができたとして、次には社会主義体制下での、また、体制転換下での近代法史研究の整理と我々外部者から見たそれらの研究への評価が課題となる。この段階では、社会主義体制下での近代批判や体制転換下での金にならない史学的研究の手薄さといった砂をかむようなつらさに遭遇するのか、おもしろい問題に出会えるのかは、わからない。

近代法はどのようなもので、近代法史研究はどのように行われてきたかという点自体に筆者は興味を覚える。しかし、研究総会の企画ということになれば、重点は、そうした近代法が現在の立法、解釈の中でどのように参照されているのかということになるだろう。例えば、筆者は、人大常委法工委民法起草小組『民法参考資料』という全国人民代表大会常務委員会法制委員会の民法起草グループによる資料を北京大学法学院図書資料室で閲覧したことがある（図書番号D924-114）。第1号は1979年11月9日の日付で、49号が1981年2月17日の日付となっているものを4冊に束ねたもので、「内部資料 注意保存」（内部資料につき保存に注意）という懐かしい文字が各号の表紙についている。この時期中国は1980年草案、1981年4月草案、同年7月草案、1982年草案などの1964年草案に続く久方ぶりの民法起草作業にはいっており、そのときの参考資料の

一つであったと思われる。各号ごとに外国などの民法を紹介する内容である³⁾。その第20号は「国民党偽民法」で中華民法典の構成だけが目次の形で紹介されていた。49号分全体としては旧ソ連・東欧及び中国の現状に重点が置かれていた。

王玉明主編『中国法学家辞典』(中国労働出版社、1991年)の目次のうち「民事、経済法学類」(民商法、経済法、労働法、環境保護法などが含まれる。また、他の分野でも業績がある人物も含まれる)には、141名が列記されている。最も古い人物は徐謙(1871-1940。1904年の進士で、その後京師大学堂で法律、政治を学び、1908年には法部で法制改革にあたり、清末の京師高等検察長に進む。1911年には清朝の官を辞し、政治活動に入る)で、最も若いのは王利明(1960年生まれ。中国人民大学教授。今日の代表的民法学者のひとり)である(生年記載の無い人物もある)。これらのうち台湾の研究者は27名、徐謙のように1949年以前に没した中華民国期の人物は、彼を含めて2名である。もうひとり、謝盛堂(1878-1940。清末の京師法律学堂で学び、裁判官となり、高等法院長にまで進むとともに法学教育、研究にもたずさわった)である。台湾の研究者の中には史尚寛(1898-1970。民法起草に参加し、台湾の大法官もつとめた)や王澤鑑(1938年生まれ。台湾大学教授)のように今日中国の研究者によってしばしば学説を参照されるような人々も当然含まれている。ことの性質が違うので計算しても意味のないことだが、数字遊びとして考えると、49号のうちの1号(上記『民法参考資料』のうちの中華民法紹介号)から141名のうちの29名となると比率では10倍ということになる。これが1980年前後と1990年代初頭との10年間の差を示すというのは言い過ぎだが、なにがしかの変化は感じられる。また、上記29名を引いた残り112名のうち15名は1919年までに生まれた人々で、1949年に満30歳、即ち20代において中華民国を体験している人々である(経歴は様々なので民法に習熟しているとは必ずしも言えないが)。参照すべき歴史としての近代法(歴史という媒介を経なければ、近代法経験とは言えない)のほかに近代法の体験を有する人々や今ある近代としての台湾がある。近代法の体験を有する人々という点では、ロシアの場合には1917年に30歳であった人は1991年には104歳であるから、こうした要素は考えにくい、第二次大戦後に社会主義国(広義に人民民主主義国も含む)となった地域では中国と同じ状況であろう。また、欧米に留学したり、僑居する人々もいただろう。台湾の例は中国における特殊事情であろうか。この点については東独や統一初期の旧東独地域について興味を感じる。

法典やその草案、先例や学説の形で近代法の経験は継承され(用語としての継承を含む)、また、人そのものとして近代法の経験が継承される可能性がある中で、1970年代、80年代以降近い将来に至るまでの体制転換に伴う立法活動や学説形成は、どのように行われるのかということが、当面知りたいこととなる。

(2) 最近の本研究会研究総会テーマとの関連

1999年研究総会テーマは、「体制転換と主権原理の変容」であり、2000年研究総会テーマは、「社会体制と司法改革」であった。2001年研究総会テーマは、「体制転換過程及び転換後の市民生活と法」である。1999年研究総会テーマに関しては、『社会体制と法』創刊号(2000年)に報告者である杉浦一孝及び通山昭治の論文が掲載されている。2000年研究総会には、筆者は遺憾ながら出席

していない。2001年研究総会テーマについては、『ニュース』10号で簡単な趣旨を説明した。

主権の問題に関しては、主権の対内的側面については、権力の民主化が論じられ、また、権力集中型民主主義のもとにおける人民代表機関と司法との関係が論じられた。対外的側面についても伝統的国家主権の変容が国際人権保障の観点から論じられた。

体制転換と市民生活との関係に関しては、世界経済とリンクした市場メカニズムの導入により、競争にさらされた企業のもとで、雇用や福利に関して人々は心安らかに暮らせない様が議論されるはずである。

こうした議論の中には、権力を抑制するものとしての法や民主と人権といった近代法的な論点と世界市場にリンクされた社会における国家主権の変容、貿易・投融資のパートナーとして認めてもらうための法整備、こうした環境の中での市民生活の変化という今日的な論点とが混在している。価値として貴いから「普遍」なのか、デファクトスタンダードに合わせることで生存の条件だから「普遍」となるのか、価値として貴いから「固有」なのか、既得権益を守るため、また、グローバルスタンダードなるものに合わせるための時間稼ぎをするために「固有」の貴さを主張するのか。こうした単純素朴な問題設定をすれば、少なくとも非西洋社会が19世紀から20世紀にかけて経てきたことと比較可能である⁽⁴⁾。即ち、独立や自治や不平等条約改正のために（場合によっては良き植民地であるためにということもあろうか）近代西洋型法制度を整備してきた歴史との比較である。また、旧ソ連以外の社会主義国と呼ばれた地域においても、ソ連流システムを形成するか、そうでなければそうでない理由付けが求められてきたのであり、ここにも一脈通じるものがある⁽⁵⁾。中東欧地域が法史的に見て、啓蒙時代や近代初期にどのようなであったのかを筆者は勉強不足にして知らないが、現在直面しているのは、近代、社会主義に続く第三波である。第三波は、「近代」の学習過程（間の空いた復習なので初習者的な場合もある）でもあり、「近代」が通用しにくい「現代」（好みによっては「ポストモダン」を加えても良い）への対処の過程でもある。こうした生存の営為を探る点において、本件休会の今までの議論の蓄積がいかされれば、より実りの多いものとなる。

(3) 関連する論点

一読者、一聴衆としてのわがままな要望を続ければ、さらに展開してほしい論点がある。現今の変化の過程を論じ、近代法と今日との関係を論じることで、それに挟まれた、社会主義法についての新たな総括（のための議論）を試みてほしいということである。19世紀や20世紀初頭から始まった近代化の文脈で今日をもとらえれば、社会主義（法）は、ただの遠回りであったことになるかも知れない。あるいは、近代の一変種であったのかも知れない。それらではない何かであったのかも知れない。近代というものが壮大な幻想であったのかも知れない⁽⁶⁾。こうした単純素朴な大風呂敷型問題設定に対しては、社会主義革命前後の法の断絶と継承というかつて議論された問題を再考することが前提的作業として必要である。

2 中国の例

筆者には、より広いまた深い議論の準備はできていない。ここでは、おおよその見当のみを述べたい。

筆者はかつて「新中国の回顧と展望」(『月刊中国図書』2巻7月号、1990年)において、中国の法学の問題点として中国近代法史への研究の不足を挙げた。しかし、1980年代においても一定の成果を挙げていることが分かった(拙稿「中国法近況——『現代中国法入門』その後」『書齋の窓』482号、1999年)。今日ではかなりの出版や論文の発表があり、中国近代法史研究は、ひとつのトレンドとなっている。1990年代にはいつからの市場メカニズム導入の本格化と国際化とが背景となっているのであろう。また、学問におけるタブーが少しずつなくなっているであろう。こうした傾向での主たる成果のひとつは李貴連主編『二十世紀的中国法学』(北京大学出版社、現代法学学術叢書、1998年)である。李貴連は北京大学教授であり、中国近代法史研究の代表的研究者のひとつである。同書所収の論文は、北京大学法学部(現法学院)の雑誌である『中外法学』にシリーズ企画として掲載されたものである。同書所収の李貴連「二十世紀初期的中国法学」(上、下)は、訳語、用語をとりあげ、箕作麟祥の翻訳の歴史的意義及び黄遵憲による日本法紹介の意義を論じている。また、魯納(Rune Svarverud)著、王笑紅訳「万民法在中国——国際法的最初漢訳、兼及『海国図志』的編纂」(『中外法学』2000年3期)は、『海国図志』に収められたヴァッテルの*Le droit des gens*の部分訳(より正確には、その英訳版たる*Law of Nations*だろう)は、その後の『万国公法』の翻訳時には参照されず、『万国公法』の訳語も中国近代法学においては参照されず、日本の訳語の輸入の影響が大きかったとしている。こうしたことから考えられるのは、ヴァッテルのテキストの翻訳や『万国公法』の出版といった中国近代初期の翻訳・出版や西周や箕作などの日本近代初期に西洋法を紹介した人々の訳語は、当時の人々の理解を助けたものの、用語そのものとしては必ずしも生き残らず、1880年代から90年代にかけて日本の立法が進む中で用語が確定し、それが中国近代法学にも影響を与えたのではないかということである。清末から民国期にかけて用いられた用語がどうなったのかという点については興味を持たれる。1949年以降どうなったのかというのがひとつであり、いまひとつは1990年代以降どうであるかということである。例えば中国では物権法についての研究が進展していて、法学者の口から「物」(wu)という言葉葉を耳にすることが多くなっている。しかし、1980年代までの感覚で、ただ「物」(wu)という中国語を聞けば奇妙な感じがするかも知れない。こうした概念的考察は必要な作業のひとつであろう。

また、用語の問題はそれだけにとどまらない。日本は台湾領有後台湾統治のために慣行調査を行い、それは、臨時台湾旧慣調査会編『台湾私法』(1910-1911年)として成果となっている。この調査の過程では、質問項目の検討から実際の調査、そして報告書の作成といった段階があり、それぞれの段階で、現地の用語(及びその背後にある観念)と近代西洋法の用語とのずれがあったはずである。これこれの取引においては「所有権」はどちらにあるのか、と訊いた瞬間に誤解が始まるという類のことである。しかし、一度調査報告が出れば、その枠組みが一定の権威を持ち、その枠組みで理解されたり、あるいは、その枠組みへの反論という形で議論が進むことになる。中

国では清末清朝下での慣行調査や民国になってからの調査があり、こうした調査は、日本による台湾旧慣調査を意識し、また、中国による調査は民国民法典編纂（1928年から1929年にかけて公布された）の資料となっていく。但し、慣行調査の成果が直接反映するというよりは、中国の慣行を学者が近代西洋法学的概念で表現し、それが立法の議論に関わるという形をとったものと思われる⁷⁾。こうして、用語や慣行調査が、立法や学説という形でより体系的な成果となると、それが出発点においてたとえ不適切であっても、それ自体が権威を持ち、また、反論するためにもそれを軸に議論せざるを得なくなる。例えば、現在起草中の物権法は、その草案が梁彗星『中国物権法草案建議稿 条文、説明、理由与参考立法例』（社会科学文献出版社、2000年）という形で公刊されている。その580頁以下は「第六章 典権」として、典についての条文と関連する説明を示している。

典は定義しにくい。かりに甲が農地を乙に「典」したとする（甲は出典人、乙は承典人となる。また、農地の典は今日では認められないが例として用いる。今日ならば最も典型的なのは家屋である）。乙は甲に対し典価と呼ばれる対価を支払う。そのことにより乙は農地の使用、収益の権利を得、その間地代等は不要である。期限の定めがなければ甲はいつでも典価と同額を乙に支払って農地を取り戻すことができる（利子は生じない）。期限の定めがある場合は、その期限の意味は、それまでは甲は農地を取り戻さないということになる。期限までに典価相当額を返せという意味ではない。期限到来後はいつでも典価相当額を支払えば甲は農地を取り戻すことができる。もし、日本民法にあてはめるならば、買い戻し特約のついた売買（債権的理解）か不動産質（担保物権的理解）であり、さもなくば特殊な用益物権であろう。中国の物権法起草者は用益物権説を採っている。物権的理解の前提は、所有権は移転しないから、ということである。しかし、「所有権」が移転するか否かという考え方自体が伝統的慣行の中にはなかったはずである。もし、この前提が無ければ、買い戻し条件付きの売買という把握も可能はずである。こうした議論は、実は民国期の議論を継承し、また、その議論のもとには慣行調査や慣行をどのように近代西洋流の法学の言葉で表すかという問題がある。なお同種の慣行は江戸・明治初期の日本や李氏朝鮮（韓国民法典にも規定がある）にもあり、また現代ミャンマーにもある⁸⁾。

なお梁彗星編の同書は、ドイツ、フランス、スイス、日本、韓国その他の立法を参照し、また、清末の草案や民国民法や清末・民国期の学説なども参照している。これなどは近代法経験が体制転換において参照されている典型的な例である。個別の論点での参照の適否やパターン、全体を通じた参照のパターンなどは筆者は未検討であり、また近い将来これを本格的に行う用意は無い。読者からご教示を得られればありがたい。

具体的な立法過程や学説形成における近代法経験への態度は、中心的な検討対象となるだろう。

こうした個別の法分野についてだけではなく、(近代)法イメージ全般に関わる問題についても議論が可能である。清末の清朝による法制度整備は、王朝建て直しの最後のチャンスであった。革命派の活動が実を結ぶのが早いのか、王朝自身による改革が成果を挙げるのが早いのか、それとも民衆暴動がきっかけで別の局面が現れるのか、それらの前に列強による中国分割がさらに進むのかという競争的緊張の中での法制度整備であった。また、民国になって以降は、1920年代における北京、広東両政府の対立、1927年以降の共産党支配地の出現、1930年代に本格化する日本の

侵略という歴史の中では、ある地域は、その時々で、中央政府、軍閥、共産党、日本軍、日本側傀儡政権などと支配者を変える。こうした環境下では、列強との交渉のために外見を整え、そのことで国内的にも統治の正統性を示すという意味において法は極めて重要だが、人々の生活という場面においては、どれほどの重要性があったのかという疑問が生じることになる。時間、人材、資金といった資源を立法、施設、制度運用に十分に投入し、しかるべき信頼と権威とを得るということはかなり贅沢なことであつたらう。むしろこうした背景を前提とすれば、中国近代法史は「よくやった」という評価も可能となるし、やはり法に対する信頼を得るには至らなかったという評価も可能となる。こうした法イメージが中華人民共和国にもたらしたものは何だったのかということや中華人民共和国成立前に「国民党の六法」を廃止するに至った具体的な過程や建国初期の司法改革における民国期の法務・法学への評価といったことと合わせて議論されるべきことがらと考える。

3 具体的な進め方

以上は、こういう話を聞きたい、議論をしたい、というわがままを連ねただけであるが、読者にわずかでも同感していただければうれしい。筆者としても少しずつ勉強していきたい。

小論は研究総会企画案をも兼ねているので、以下、やや細かな提案を行うのをお許し願いたい。

研究総会については、具体的には、主報告者2名とコメンテーター2名といった程度のことを考えている。但し、具体的な人名は考えていない。筆者は中国法研究者であるので、できれば、4名中1名には中国について論じてほしいと考えている。また、旧東独及び統一初期の旧東独地域に関しては興味がある。近代ドイツ法との関係と中国にとっての台湾という意味における東独にとっての西独という観点は成立するか否かという点について知りたいからである。また、社会主義(法)の意味を問い直すということになれば、ロシアについても知りたい。

2001年夏くらいまでは企画段階であるので、小論についての批判や企画についての提案をお願いしたい。その上で、秋には報告やコメントの依頼を行い、冬に中間報告会を開き、2002年春には報告要旨送付、6月頃に研究総会本番となる。報告者には、コメントや研究総会での討論などの成果も盛り込んだ上で『社会体制と法』3号に投稿をお願いするとともに、会員にも関連するテーマでの投稿をお願いしたい。2001年に小論、2002年に研究総会本番、2003年に投稿という足かけ3年でこの企画を進めたい。対象地域の近代法を総括し、現在の体制転換と法整備とにおける近代法経験を検討し、社会主義法についての見方も一定程度提示し、場合によっては近代法の普遍性の意味を問うという、それも、1999年以來の企画の成果をも取り入れてという、かなり欲張った企画だからである。

結

小論は、「近代経験」と体制転換とについて考えることの必要性を論じた。必要性について論じただけで、自らの見解は中途半端にしか示していない。また、小論は、研究総会の企画案をも兼ねている。上記のような欲張った企画の出だしとしては、やや力不足であることも自覚している。これらは何より筆者の勉強不足による。中国に関しては、近代法史研究は従来清代までの法史学

的研究や中華人民共和国法研究に比べると手薄な分野であった(中国、日本、その他において)。台湾、香港、マカオの法学的研究も日本では手薄である。手薄なところを今まで片手間にしか見てこなかったのだから、勉強不足の典型事例となる。社会主義法研究会や「社会体制と法」研究会が対象としてきた他の地域においても、社会主義政権成立後に重点が置かれ、また、通常の日本の法史学においては、これらの地域の多くは周辺的に扱われてきたのではないかと思う。

一方、体制転換に伴う法整備において近代法はどのように参照されているのか(いないのか)という論点自体が成立するのが、せいぜいここ20年程度のことであり、課題としては新参である。その上課題として現れた段階では、かつての「法と開発」的枠組みは使えず、近代そのものの意味自体が問われるというポストモダンの発想も必要になり、他面で経済・情報・環境といった面でのグローバリゼーションや人権外交の展開などがあり、実務(立法を含む)や国際戦略としてはまったなしという状況にある。切り口が多様であることを求められている。

ひとりでは手に負えないときに仲間に助けを求めるとするのは社会における正常なあり方で、また、そうした人の結びつきの場を東アジアでは「会」と言う。難しくて分からないことが多いが、何となく面白そうだというときに教えと助けとを求められる会が現にあるというのはすばらしいことである。

小論未着手の課題としては、第一に、もう少し格調高い理論枠組みを提示することである。小論自体を離れ、筆者の課題としては、中国近代法史に関して具体的な成果を挙げ⁹⁾、また、それを前提として中華人民共和国法を分析することである。こうした長い時間を要することは別に、この企画を進めるという課題がある。会員及び読者諸氏のご協力を乞う。

注

- (1) かつてのソビエト法の入門書、概説書(日本語)においては、ロシア近代法史の紹介が見られなかったように思われる。松下輝雄『ソビエト法入門』(東京大学出版会UP選書、1972年)、藤田勇・畑中和夫・中山研一・直川誠蔵『ソビエト法概論』(有斐閣双書、1983年)、藤田勇『概説 ソビエト法』(東京大学出版会、1986年)には、ロシア近代法史を紹介する章節は無い。これは、ロシア法とは区別されるソビエト法を体系づけようとすることに重点が置かれたためであり(例えば、上記藤田1986のはしがき)、無いことを批判することはできない。また、社会主義法研究会編集『社会主義法のうごき 1997年3月別冊ロシア法・ポーランド法・中国法の調べ方』(ナウカ)も現行法の調べ方に重点を置くので近代法史の調べ方を紹介してはいない。筆者はロシア法の概史については張寿民『俄羅斯法律発達史』(法律出版社、2000年)を参照した。本書は法制史の概説としては便利だが、ロシアと近代、社会主義の意義、体制転換の意味といった緊張感はやや乏しい。竹中浩「比較のなかの近代ロシア」(『UP』336号、2000年)は、ロシアの近代をピョートル以降とすることも可能としつつ、農奴解放以降を近代として論じている。その上で、マルクス主義という媒介を失ってロシア近代史研究が周辺的地域研究となり、他の分野から孤立する危険について注意を喚起し、比較研究の必要を提唱している。ロシア近代法史研究について同様のことが言えるのか否か、読者の教示を乞う。
- (2) 木間正道、鈴木賢、高見澤磨『現代中国法入門』(有斐閣、外国法入門双書、初版1998年、二版2000年)は第1章で、近代法史を扱っているが、近代法史としては一応アヘン戦争以降、近代西洋型法典編纂に関しては1900年前後からとしている。
- (3) 拙稿「立法法及び立法に関する若干の資料の紹介」(『東方』234号、2000年)で同資料を紹介した。号

数だけで分類すると、マルクス・レーニンの著作についてが2号分、国内、ソ連、東欧、その他（日仏独伊米韓台）と分けるとほぼ四分の一ずつとなることを紹介した。また、各草案についても、北京大学法律学系でかつて大学院用にテキストとしていた『民事立法与实践』（1987年の後記がある）があって5つの民法草案が収められていることを紹介した。

- (4) 法整備支援と法の近代化と「法と開発」との関係は、石田真「法整備支援と「法と開発運動」」（『ニュース』6号、1999年）や鮎京正訓「法整備支援」とは何か？それをどう考えるか？——「近代日本の範」と今日の問題」（『社会体制と法』創刊号、2000年）ともに論じている。また、安田信之『東南アジア法』（日本評論社2000年）においても強く意識されている。
- (5) だからこそ、注1で述べた如く、ロシア法でもなくソ連法そのものでもないソビエト法研究が成立しえたのであろう。
- (6) 王晨、王亜新、季衛東の三者の作品には、こうした問題意識を読み込むことができる点については、季衛東『超近代の法——中国法秩序の深層構造』（ミネルヴァ書房、1999年）への拙評として触れたことがある（『社会体制と法』創刊号、2000年。相当部分は105頁）。梁慧星主編『從近代民法到現代民法』（中国法制出版社、2000年）は、中国法を前提に法の近代性と現代性について踏み込んだ議論をしている。
- (7) こうした中国（台湾や東北を含む）における慣行調査に関しては、西英明（東京大学法学部助手）が、修士論文『「台湾私法」成立過程の一断面——典をめぐる議論を素材として——』（1999年提出、2000年修士学位取得）以来、研究を進めている。小論の慣行調査に関する部分は西の教示や西との対話において得たことに依っている。記して感謝する。但し、筆者による勝手な思いこみもあるかもしれず、その責は当然筆者にある。
- (8) ミャンマーについては、高橋昭雄『現代ミャンマーの農村経済 移行経済下の農民と非農民』（東京大学出版会、2000年）、とくに103頁及び121—122頁。
- (9) 現在筆者は、所属する東京大学東洋文化研究所において研究班「中国法研究における固有法史研究、近代法史研究及び現代法研究の総合の試み」を2000年度から主催している。2000年度は準備段階であった。今後は中国近代法史研究のための資料目録とそれを前提とした中国近代法史の概観とを主たる課題として進める予定である。